

## 令和6年度第1回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和6年9月20日（金） 13：30～14：20

場所 エスポワールいわて 1階 小会議室

## 令和6年度第1回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和6年9月20日(金) 13:30~14:20

2 開催場所 エスポワールいわて 1階 小会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

菅野洋樹 会長 佐々木 栄 光 委員 西川 温 子 委員

福間 美穂 委員 高橋 聡 委員 天間 正継 委員

須川 和紀 委員 曾根 美砂 委員 新田 亮一 委員

[県]

松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長

安齊学事振興課総括課長 高橋私学振興担当課長 立花主幹特命課長

向井主査 山崎主査 吉田主事

4 欠席者

六本木 郁子 委員

5 署名委員

佐々木 栄 光 委員 西川 温 子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

## 1 開 会

### ○安齊学事振興課総括課長

ただいまから、令和6年度第1回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私は学事振興課の安齊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。

## 2 出席者の確認

### ○安齊学事振興課総括課長

まず、委員の出席状況についてご報告申し上げます。

本日、六本木委員が欠席されておりまして、委員10名中9名に御出席いただいているところでございます。

岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達していることから、本日の会議が成立しておりますことを、まずもって御報告申し上げます。

なお、審議会運営規定第6条により、議席はあらかじめくじで定めるとされております。

本日皆様にお座りいただいている座席につきましては、事務局におきましてあらかじめくじを引かせていただいたものでございますので、御了承いただければと思います。

## 3 挨拶

### ○安齊学事振興課総括課長

それでは御挨拶を申し上げます。

本日、村上部長は業務都合により欠席とさせていただいておりますので、松本理事兼ふるさと振興副部長から御挨拶申し上げます。

### ○松本理事兼ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

ふるさと振興部副部長の松本でございます。

本日は部長の村上が別用で欠席させていただいておりますので、代わりまして令和6年度第1回私立学校審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、本年6月末日の委員の任期満了等に伴いまして、新たに6名の方々に、当審議会への就任をお願いし、御快諾いただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

さて、最近の私立学校を取り巻く情勢といたしまして、先日、国の令和7年度予算の概算要求が発表され、文部科学省では、物価、光熱費、人件費等の高騰による経常的経費の増加への対応といたしまして、私立学校における教育の高度化等に必要な経費を勘案し、生徒1人当たりの国庫補助単価が増額されております。

また、幼稚園教諭等の処遇を改善し、人材の確保を支援する予算や、安全や安全安心な教育環境を実現するための私立学校施設設備の整備に要する予算の増額を図るなど、私立

学校の教育環境の向上や、自主性に基づく特色ある教育の充実に向けた要求が行われているところです。

本県におきましても、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランにおきまして、多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実を掲げ、各学校の建学の精神に基づく特色ある教育への支援等を通じ、私学教育の充実に向けて取り組んでいるところであり、委員の皆様には、引き続き、本県の私学振興に対し、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の審議会では、高等学校の課程の設置認可1件、専修学校の目的変更認可2件及び各種学校の設置者変更認可1件について御審議をいただくこととしております。

委員の皆様には、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

### ○安齊学事振興課総括課長

続きまして、議事に入る前に本年4月1日付で、県の人事異動がありましたので、新たに転入した職員を御紹介申し上げます。

ただ今御挨拶申し上げます、松本淳理事兼ふるさと振興部副部長でございます。

立花紅学事振興課主幹兼特命課長でございます。

同じく、向井主査でございます。

同じく、吉田主事でございます。

そして、私は総括課長の安齊でございます。私も今年度の転入でございます。

またこの他、本日欠席してございます、

村上宏治ふるさと振興部長、そして学事振興課澤田主事が今年度転入しておりますので、御紹介申し上げます。

次に、委員の皆様のお紹介をさせていただきたいと思ひます。

本年6月30日をもって6名の委員が任期満了となり、委員に異動がございました。

新しい体制での初めての審議会の開催となりますので、お手元の審議会資料の2ページ、資料1の2ページをお開きいただきたいのですが、そちらに添付してございます、岩手県私立学校審議会委員名簿により、議席番号順に御紹介申し上げたいと思ひます。

まず、佐々木栄光委員でございます。新任でございます。

石川温子委員でございます。

六本木郁子委員は本日欠席でございます。

福間美穂委員でございます。新任でございます。

高橋聡委員でございます。再任でございます。

天間正継委員でございます。

菅野洋樹委員でございます。

須川和紀委員でございます。新任でございます。

曾根美砂委員でございます。新任でございます。

新田亮一委員でございます。新任でございます。

## 4 議 事

### ○安齊学事振興課総括課長

それでは議事に入りたいと存じます。

#### (1) 会長及び会長職務代理者の互選

### ○安齊学事振興課総括課長

初めに、次第の4、議事の括弧1「会長及び会長職務代理者の互選について」を議題とさせていただきます。

参考資料3の1ページに岩手県私立学校審議会運営規定がありますのであわせてご覧ください。

審議会運営規程第3条第1項で、会議の議長は会長が努めるものとされてございますが、第2項において、会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が、改められたときとすると定められてございます。

先ほど御紹介させていただきましたとおり、この度半数を超える委員が改選となりましたことから、新たな会長選任を行う必要がございます。

また、第4条に規定する会長職務代理者についても、会長に係る規定が準用されますことから、同様に、新たな会長職務代理者の選任を行う必要がございます。

つきましては新会長が選任されるまでの間、引き続き私が進行役を務めさせていただきます。

会長につきましては、私立学校法第13条第2項におきまして、会長は委員が互選したものについて、都道府県知事が任命するとされております。

会長職務代理者につきましても、審議会運営規程第4条第1項におきまして、あらかじめ審議会の構成する委員がその職務を行うとされてございます。

それでは会長及び会長職務代理者の互選に入らせていただきますが、まず、選任の方法についてお諮りいたします。

皆様いかが取り計らったらよろしいでしょうか、御意見いただきたいと思っております。

### ○西川委員

事務局にお任せいたします。

### ○安齊学事振興課総括課長

ありがとうございます。

事務局にお任せという御意見がございました。

皆様御異議ないでしょうか。

「異議なし」の声

### ○安齊学事振興課総括課長

ありがとうございます。

それでは御異議がないようですので、事務局の高橋課長から事務局案をお示ししたいと思っております。

#### ○高橋私学振興担当課長

事務局としましては、会長は菅野委員に、会長職務代理者は高橋委員にお願いしたいと考えております。

#### ○安齊学事振興課総括課長

事務局から、会長は菅野委員、会長職務代理者は高橋委員という案を提示させていただいております。

皆様いかがでしょうか。

「異議なし」の声

#### ○安齊学事振興課総括課長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

御異議がないようですので、会長は菅野委員、会長職務代理者を高橋委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお慣例によりまして、会長には、各都道府県の審議会から1名を選出することとされており、全国私立学校審議会連合会の理事も兼ねていただきますので御了承いただきたいと思っております。

会長に選出されました菅野委員につきましては、会長席にご移動いただき、御挨拶を頂戴したいと思っております。よろしくお願ひします。

#### ○菅野会長

ただいま御選任をいただきました、菅野でございます。

皆様の御支援をいただきながら、議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○安齊学事振興課総括課長

ありがとうございます。

それではこの後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定によりまして、会長にお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

### (2) 議事録署名委員の指名、会議の公開

#### ○菅野会長

では次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。

議席番号1番の佐々木委員、それから議席番号2番の西川委員にお願いいたしたいと思  
います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○菅野会長

次に、諮問事項の審議に入ります前に、当審議会の会議の公開についてお諮りを申し上  
げます。

当審議会につきましては、参考資料の2ページでございますように、県の審議会等の会  
議の公開に関する指針により、原則公開することとされております。

ただ、同指針3番の会議の公開の基準に定める非公開事由には該当しないと考えられま  
すので、原則どおり公開することとしたいと考えておりますが、御異議ございませんで  
しょうか。

「異議なし」の声

#### ○菅野会長

御異議がないようですので、本日の会議は公開させていただきます。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、同指針等により、後日、県のホームペー  
ジに掲載されますので、御了知いただきたいと思います。

### (3) 諮問事項の審議

#### 議案第1号 高等学校の課程の設置認可について

学校法人北上学園 専修大学北上高等学校（北上市）

#### ○菅野会長

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

議案第1号、高等学校の課程の設置認可について、審議させていただきます。

議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○高橋私学振興担当課長

それでは資料1の3ページをお開き願います。

議案第1号は、今年3月26日に開催した、本審議会での設置計画が了承されました、専修  
大学北上高等学校における通信課程の設置認可申請でございます。

議案の内容を説明する前に、通信制課程を取り巻く状況等について、簡単に御説明した  
いと思います。

通信制高等学校は、当初は勤労青年を主たる対象としておりましたが、近年は全国的に  
不登校経験など、多様な入学動機や、学習歴を持つ生徒の入学が急増しております。

全国の状況と同様に、県内の不登校生徒数が増加しており、県内の平成30年度における  
中学生の不登校生徒数は979人であったところ、令和4年度には1,388人と、5年の間に

41%を超える増加になっております。

県内では、中部地区に通信制課程の高等学校はなく、県立の杜陵高等学校、それから宮古高等学校、私立ですと盛岡中央高等学校と一関学院高等学校の計4校が通信課程を設置しており、不登校経験を持つ生徒の入学が多くなっているというふうに聞いております。以上の状況を前提に、議案第1号について御説明いたします。

申請者は、学校法人北上学園でございます。

設置の概要ですが、現行の全日制課程900人の定員に加え、岩手県と宮城県で通信教育を行う定員300人の通信制課程を設置するものでございます。

設置の理由は、通信制課程の需要が高まっていることを踏まえ、通信制課程を新たに設置することにより、経済社会の変化に対応し、多様な生徒たちのニーズにこたえることができる、柔軟な教育環境の実現につなげようとするものでございます。

専修学校北上高等学校の系列校である石巻専修大学等への推薦入学等も含め、多様な進路ニーズに対応できる通信制課程の高等学校として、他校との差別化を進めていくということでございます。

入学定員は100人ですけれども、初年度の令和7年度の入学生は25人からスタートし、順次、受け入れる生徒数を増やしていく計画と聞いております。

設置する通信課程には、通学コースと通信コースの2つが設けられる予定でございます。通学コースの方は、週4日程度学校に通学し、社会や友人との接点を持ちながら自分のペースで学んでいくコースで、一方、通信コースの方は、通信型による個人での学びを中心に、年3回の集中的な対面授業を行うもので、令和7年度の初年度は、両コース合わせて25名の入学を見込んでおります。

資料の4ページをお開き願います。

教職員組織ですけれども、兼任の校長及び副校長と、専任の教頭及び教員4名ほか兼任の講師等14名を配置する計画となっております。

使用する施設は改築した専修大学北上高等学校の校舎等を活用していくこととしております。

校具・教具及び令和7年度から8年度の収支予算は、資料5ページのとおりでございます。

それから、通信課程を新設することについて、岩手県私学協会、それから岩手県教育委員会に対して意見照会を行ってございまして、私学協会からは「特に意見はなし」と、教育委員会からは「特に支障はない」との回答を得ているところでございます。

また、教育通信教育を行う区域に宮城県が含まれておりますので、宮城県の私学担当部署に対しても意見照会を行ったところ、「やむを得ない」との回答がございました。

付帯意見としまして、「保護者からの問い合わせや、生徒指導上の問題を生じた場合は、適切に対応願います」との意見がございました。

以上を踏まえまして、県としましては、高等学校通信教育規程や高等学校通信教育の質の確保向上のためのガイドライン等の関係法令を照らし合わせ審査し、今回の通信課程の設置認可は妥当であると考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○菅野会長



ありがとうございました。

審議の進め方でございますが、最初に、本案件について御質問を頂戴いたしまして、その後に取り扱いについての御意見を頂戴する、そういうふうに進めて参りたいと思います。

最初に、本案件及び課題の説明等に対しまして、御質問があればお願いいたします。

(発言なし)

#### ○菅野会長

特によろしゅうございますでしょうか。

ではないようですので、次に、本案件について、何か御意見があればお願いいたしたいと思えます。

(発言なし)

#### ○菅野会長

よろしゅうございますでしょうか。

ないようですので、本案件について原案は、認可を適当とする旨でございますので、議案第1号、高等学校の課程の設置認可については、認可を適当とする旨、答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

#### ○菅野会長

ありがとうございます。

ではそのようにさせていただきます。

#### 議案第2～3号 専修学校の目的変更認可について

学校法人龍澤学館 MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校（盛岡市）

学校法人龍澤学館 MCL盛岡医療大学校（盛岡市）

#### ○菅野会長

次に、専修学校の目的変更認可について、一括して御審議をいただきたいと思えます。

議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○山崎主査

議案第2号について御説明いたします。資料1の6ページをお開き願います。

学校法人龍澤学館が設置するMCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校の目的変更認可申請についてでございます。

変更の理由につきましては、教育の目的に、グローバル化やDX化に対応できる人材を育成するための国際ITビジネス科を新設することに伴いまして、同号の学則で掲げる目

的を変更しようとするものでございます。

県内で学ぶ留学生が増加していることから、国際 I T ビジネス科では、留学生を対象に、情報処理の技術や I T 知識の授業を実施し、国内の I T 企業への就職を目指したインターン実習等を行う予定でございます。

修業年限は 2 年、入学定員は 10 名、総定員は 20 名でございます。学科の設置は令和 7 年 4 月を予定してございます。

すべて留学生を対象にしているものと伺っております。

なお、同校で現在設置してございます情報ビジネス科について、こちらはすべて日本人の学生を対象としているものでございますが、こちらの定員の規模を縮小して、設置を継続することと聞いております。

議案第 2 号につきましては次の 7 ページをお開き願います。

各学科の授業時間数については、専修学校の設置基準を満たしてございます。

教員数についてですが、工業専門課程において、専修学校設置基準上認められております教員数は 14 名でございます。現時点での教員数は 13 名ではありますが、令和 7 年の 4 月 1 日時点で、教員 3 名を採用する予定であると伺っておりまして、学則の変更の時期にあつては、教員数が 16 名となり、専修学校の設置基準を満たす見込みであることを確認しております。

校地・校舎及び令和 7 年度・8 年度の収支予算については資料のとおりでございます。以上の点を踏まえまして、県としては、M C L 盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校の目的変更認可については、認可は相当であると考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## ○山崎主査

続きまして議案第 3 号についても御説明いたします。資料は続きまして 8 ページをお開き願います。

こちらは学校法人龍澤学館が設置する M C L 盛岡医療大学校の目的変更認可申請についてでございます。

こちらの変更の理由についてでございますが、スポーツ柔整学科及びトータルケア鍼灸学科を新設することに伴いまして、同校の学則で掲げる目的を変更しようとするものでございます。

スポーツ柔整学科では、現在の柔道整復学科の内容に加え、アスリートに関する栄養学や心理学を授業に取り入れ、スポーツと健康科学の両面からスポーツに関する知識・理論を学習していく予定でございます。

また、トータルケア鍼灸学科では、現在の鍼灸学科の内容に加え、スポーツ、医療、予防、健康増進といった分野や、高齢者、小児、介護といったライフステージ、それぞれに応じた鍼灸治療のあり方や地域医療としての役割や可能性など、包括的な知識、理論を学習していく予定と伺っております。

就業年限はいずれも 3 年で、スポーツ柔整学科では、入学定員 60 名の総定員 180 名、トータルケア鍼灸学科では、入学定員 30 名の総定員 90 名をそれぞれ予定しております。

学科の設置は、令和 7 年 4 月を予定してございます。

なお、現在設置しております、柔道整復学科及び鍼灸学科については、各学科の生徒が

卒業するまでは設置を継続し、その後、学科を廃止する予定だと伺っております。

9ページをお開きください。各学科の授業時間数及び教員数については設置基準を満たしてございます。

校地・校舎及び令和7年度・8年度の収支予算については資料のとおりでございます。

以上のことを踏まえ、県といたしましては、MCL盛岡医療大学の目的変更認可については、認可相当であると考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

#### ○菅野会長

ありがとうございました。

では最初に、議案第2号について各委員の皆様方から御質問等があればお願いしたいと思っております。

#### ○菅野会長

新たな学科の設置と既存学科の定員の減少ということでございますね。

#### ○安齊学事振興課総括課長

そのとおりでございます。

現在、MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校の情報ビジネス科の方は、定員80名に対して、令和6年5月1日現在57人と、71.3%ということで、定員が割れているところでございます。

そのところを少し減らした上で、新たな学科を作るというような形になってございます。

#### ○菅野会長

特に御質問等ございませんでしょうか。

よろしければ、議案第2号の取り扱いについてお諮りを申し上げたいと思っております。

特にこの取り扱いについて、何か御意見はございますでしょうか。

(発言なし)

#### ○菅野会長

特にならなければ、議案第2号については、原案は認可相当でございますので、議案第2号、専修学校の目的変更認可については、認可を適当とする旨、答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

#### ○菅野会長

ありがとうございます。

ではそのようにさせていただきます。

**○菅野会長**

次に議案第3号、専修学校の目的変更認可についてを議題とさせていただきます。

先ほど事務局から説明を頂戴いたしましたが、本議案第3号について、委員の皆さん方から何か御質問等ございませんでしょうか。

**○菅野会長**

すいません。私から1つ、申し訳ないんですが、新たな学科にスポーツという名を冠してますが、これは例えばアスリート養成とかそういったことまで考えていらっしゃるでしょうか。

**○安齊学事振興課総括課長**

スポーツの関係は、現在柔道整復師等の学科を用意しているのですがけれども、最近、柔道整復師が活躍するフィールドが、スポーツ大会のときの救護スタッフであったり、チーム帯同のトレーナーであったり、そういった広がりが見られているところでございます。

そういったものに対応できる学科のカリキュラムを組んでいくことによって、スポーツ関連の業務に将来携わりたいという需要を掘り起こして、入学動機につなげたい。そして、そういった人材を輩出していきたいというところでございます。

**○菅野会長**

ありがとうございます。

すいません私から質問させていただいて。他に何かございますでしょうか。

**○新田委員**

ちょっと確認なんですけど、柔道整復学科と鍼灸学科はもう募集しないってことですよね。

**○菅野会長**

お願いいたします。

**○安齊学事振興課総括課長**

年次進行で、柔道整復学科はなくなりますし、鍼灸学科もなくなるという形になりますが、学ぶ中身としては包括されるような形になります。

中身が充実するというようなイメージを持っていただければなと思います。

**○新田委員**

わかりました。ありがとうございます。

**○菅野会長**

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(発言なし)

**○菅野会長**

では、なければ、本案件についての取り扱いについて、何か御意見がございますでしょうか。

(発言なし)

**○菅野会長**

ないようですので、議案第3号について原案は認可を適当とするものでございますので、議案第3号、専修学校の目的変更認可については、認可を適当とする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

**○菅野会長**

ありがとうございます。

そのようにさせていただき、次に議案第4号、各種学校の設置者変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

**議案第4号 各種学校の設置者変更認可について  
第一珠算学校（奥州市）**

**○山崎主査**

議案第4号、各種学校の設置者変更認可について御説明いたします。資料1の10ページをお開き願います。

本案件につきましては、及川實氏が北上市に設置してございます、第一珠算学校の学校設置者を、及川由紀子氏に変更することについて、学校教育法第134条第1項において準用いたしております、同法第4条第1項の規定に基づきまして、認可申請があったものでございます。

変更の理由につきましては、本学校は個人立の学校でございまして、これまでは實氏が代表として運営を行ってきたところでございますが、この度、残念ながら逝去されたことに伴いまして、長女の由紀子氏がその代表を引き継ぐこととしたことによるものでございます。

変更の時期は令和6年の10月1日でございます。

学校運営に必要な校地、校舎及び校具につきましては、全て實氏が代表の頃からのものを引き継ぐこととしておりまして、施設の新築、改築等はございません。

県といたしましてはこの第一珠算学校の設置者変更認可につきましては、認可相当であると考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○ 菅野会長**

ありがとうございます。

本案件及びただいまの説明に対しまして、御質問等があればお願いいたしたいと存じます。

(発言なし)

**○菅野会長**

特によろしゅうございますでしょうか。では本案件の取り扱いについて、何か御意見があればお願いいたします。

(発言なし)

**○菅野会長**

ではないようであればお諮りをさせていただきます。

議案第4号については認可相当ということでございますので、原案のとおり、議案第4号、各種学校の設置者変更認可については、認可を適当とする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

**○菅野会長**

ありがとうございます。

ではそのようにさせていただきます。

**(4) 報告事項**

**○菅野会長**

次に報告事項に入らせていただきます。

報告事項の1つ目、平和5年度第3回私立学校審議会における諮問事項について事務局から報告をお願いいたします。

**○高橋私学振興担当課長**

資料2の報告事項資料の1ページをお開きください。

令和5年度第3回私立学校審議会における諮問事項と協議事項の結果報告でございます。

令和6年3月26日に開催された審議会におきまして、御審議いただいた1から3の諮問事項につきましては、審議会の答申に沿って、それぞれ資料に記載した日付で認可しましたので報告いたします。

また、4の協議事項についてですけれども、本県で学校の新設や、各課課程の新設を行う場合、認可の本申請の前に、計画段階の内容を協議事項として審議会で御審議いただいております。

4の高等学校の学科等設置計画は、本日御審議いただいた、議案第1号通信課程の新設について事前に協議させていただいたもので、計画の概要について了承する旨資料記載の日付で、設置法人に対して通知しております。

報告事項1の説明は以上でございます。

#### ○菅野会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質問等あればお願いいたします。

(発言なし)

#### ○菅野会長

特にないようですので、次に進ませていただきます。

報告事項の2でございますが、いじめ重大事態の対応について、事務局から御説明をお願いいたします。

#### ○安齊学事振興課総括課長

私から説明させていただきます。ただいまの資料の2ページをお開きください。

最近の本県の私立学校の話題として、いじめ重大事態への対応について、お時間を頂戴しまして御報告させていただきたいと思っております。

先般、テレビ等での報道もあったところでございますけれども、県内の私立高等学校において発生したいじめ重大事態について、県が設置しております岩手県いじめ再調査委員会による再調査が行われたところでございます。

県による再調査は、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されまして、その翌年に、この再調査委員会を設置したところでございますが、それ以降、本県で実施された初めての案件でございましたので、その概要についてと、こういう事態が生じた場合の本審議会と審議事項との関係であったり、また国のガイドラインが改定されましたので、そのガイドラインの改定状況について委員の皆様にご説明させていただく時間をいただいたところでございます。

なお、再調査委員会から県へ答申が行われた後、被害生徒側が、記者会見を開いたことから、学校名であったり、部活動名であったり、そういったものが報道されていたところでございますが、県におきましては、あくまでも情報公開条例の規定に基づきまして、個人が特定される、氏名、学校名、部活動名、地域等の一部の情報については非開示情報として扱っております。このことから、本日の説明、また御質問へのお答えにつきましても、同様の取扱いとさせていただきますのであらかじめ御了承いただければと思っております。

では、事案の説明に移ります。

2ページの「2 事案の概要」のとおりでございますが、県内の私立高等学校におきまして、平成29年6月に、当時1年生の生徒2名が部活動の練習中、上級者やコーチから厳しい言葉の指導等を受けまして、不登校となり、最終的には2名とも退学せざるを得なくなったといった事案でございました。

その後、被害生徒側からの求めであったり、県からの指導もありまして、学校調査組織

により調査が実施されたところでございますが、提出された調査報告書は、国のガイドラインに照らして不十分であったことから、再調査を行うこととしたものでございます。

具体的な項目としては、4ページ、一ページ飛ばしていただき、4ページの参考2というところを御覧いただきたいんですけども、下段に参考の2、ガイドラインの抜粋がございます。

その中でゴシックとしている②の項目、事前に被害児童生徒や保護者に対し、調査事項の説明がされていなかったこと、③として、学校対応について十分な調査が尽くされていなかったこと、④、学校調査組織の人選について、公平性中立性に疑義があること。

これらについて学校が行った調査報告書は不十分と認められたため、県においては、再調査が必要と判断したところでございます。

2ページにちょっと戻っていただいて、下のところの「5 再調査委員会の開催状況」でございますが、再調査には、令和2年8月から令和6年7月まで、約4年間の期間を費やしたものでございます。

このように長期に渡った理由は、被害生徒の状況に配慮した聞き取りを行う必要があったということ、それに加え、学校側の協力がなかなか得られなかった部分が多かったということが主な要因でございました。

続きまして、資料が変わりますが、資料4というちょっと分厚い資料がございます。そちらの方に調査報告書の本体をつけてございますので、この調査報告書により、概要について説明させていただきます。

時間の都合上、事案の経過や、具体の調査内容の説明は割愛させていただきます、結論部分のみ、かいつまんだ形で御説明申し上げます。

調査報告書の19ページ、飛んでいただいて19ページをお開きください。

「第8 いじめの認定」についてというところでございます。

箱書きに法律の抜き出しでございますが、いじめの認定につきましては、法の規定により、いじめの定義は「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされているところを踏まえまして、再調査委員会では、事実関係の確認が可能か、などの視点を踏まえ認定が行われたところでございます。

学校調査組織による報告書ではその下、「2 学校における事業の認定について」のところにあります。唯一「死ね、消えろ、帰れ」などの、暴言のみがいじめと認定されたこととありますが、再調査委員会では、19ページの下のところから、「3 いじめ行為について」というところで(1)では、①から③まででございます。20ページに行ってください(2)①から⑩、(3)が①から③までありますが、これらのいじめが疑われる行為につきまして、検証を行いました。

検証の結果、23ページから25ページまでに、表でお示ししてございます行為について、いじめと認定したものでございます。

先に申しあげました「死ね、消えろ、帰れ」などの暴言だけではなく、他の暴言や悪口、無視といった行為や、また1年生全体に行われた行為であって対象が特定できないものであっても、本人が心身の苦痛を感じているという、いじめの定義に照らして検討しまして、これらはいじめと認定したものでございます。

27ページからの「第9 学校の対応への考察について」で、学校の対応についても考察をいただいております。



項目のみ述べさせていただきますが、27 ページは「部活動の指導について」、下のほうにいて「事案発生後の初動対応について」、28 ページにいきますと「いじめ重大事態の判断と調査組織の立ち上げについて」、29 ページには「学校調査組織による調査について」、33 ページには「岩手県への調査結果報告後の対応について」、「本委員会の再調査への対応について」、34 ページは「被害生徒の転学について」と、こういった項目について考察が行われております。

また、38 ページまで飛んでいただきまして、「第 10 本件事案の背景の分析」ということで、当該部活動と学校の対応についても、背景分析をいただいたところでございます。

これらの調査結果を踏まえて、40 ページをお開きください。40 ページ以降にこの委員会としての提言「第 11 今後同種の事態の発生を防ぐための提言」というものがまとめられてございます。

まず、「1 部活動に関すること」につきましては、「「スポハラ」への意識啓発」、そして、「部活動の「勝利至上主義」の見直し」の必要があるということ。

そして 41 ページをめくっていただきまして、「2 学校の対応に関すること」につきましては、まず 1 つ目、①として「いじめの正しい認識を持つこと」、今回の事案では学校は初動の段階からいじめではないという結論ありきで対応が行われてございます。

②として「記録の保存」、今回の事案では、被害生徒の同級生が卒業した時点で、関係書類が破棄されていたという事案でございます。

そして、③として「学校いじめ防止に関する基本方針を踏まえた検証」、今回の事案では、学校組織における調査等において、学校の対応についての検証が、記述がなかったというところでございます。

④として「第三者的視点の確保」、今回の事案では、学校調査において、第三者委員の参画は、被害生徒からの申出を受けてからの途中参加でございまして、かつ、学校の調査報告書を追認する形で携わっていたというようなものでございます。

また、42 ページに移りまして、「いじめの早期発見・対応体制の充実」については、生徒が相談しやすい体制づくりや、定期的なアンケート調査の実施の必要性などについて提言がされているものでございます。

報告書の概略については以上のおりでございます。

資料からちょっと離れますが、答申を受けての県の対応について御説明申し上げます。

まずこの再調査の位置付けを簡単に説明させていただきますが、いじめ防止対策推進法に基づくこの再調査は、民事や刑事上の責任追及、またその他の争いへの対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明と対処、そして同種の事案の再発防止を目的とされているものでございます。

法律の規定におきましても、調査結果を踏まえ、学校が重大事態の解消や同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じることができるよう、私立学校法第 6 条に規定する権限の行使、これは報告を求めることなどのことでございましてそういった措置を行うこととされております。

また、その法律の規定ではこのことにより、学校に対して行使できる権限を新たに与えるものと解釈してはならないとされているところでございます。

県では、この法の趣旨に鑑み、委員会の答申を受けまして、当該校に対し調査報告書の内容を説明し、再発防止と共に提言に基づく対応を求めたところでございまして、その対

応につきましては、法第6条に基づく報告を求めていきます。

また、他の私立学校、公立学校等にも、当事案につきましては周知を図っているところ  
でございまして、類似の事案が発生しないよう、県全体で未然防止の取組や、重大事態が  
発生した際に、適切な対応徹底について取組を促しているといったところでございます。

なお、今回の事案が直ちに当審議会の審議の対象となるというものではございませんが、  
一般論として仮に、今後、この事案に限らずですが、学校法人が法令の規定に違反し、そ  
の運営が著しく適正を欠くと認められる事案が発生した場合につきましては、私立学校第  
60条に基づく措置命令という、措置がございまして。

また62条に基づく解散命令、様々ないろいろなものがあるのですが、そういったものがで  
きることでございまして、このような不利益処分を検討する際には、この審議会に  
おいて、弁明の機会を設けた上で、審議会の御意見をお伺いするというような手続になり  
ますので、御承知いただければと思っております。

また、あともう1つ、御報告申し上げます。

今の資料4の後ろの方に、国のガイドラインを載せてございます。概要版と本体がござ  
いまして概要版を御覧いただきたいと思っております。

この度いじめ重大事態の調査に関し、国のガイドラインが全面改訂されましたので、こ  
の機会に御紹介させていただきたいと思っております。

概要の背景に記載されておりますが、いじめ対策防止法が施行されて、約10年経過いた  
しました。そういった中で過去最多の重大事態が認知されていた中、学校と設置者との  
連携不足による対応の遅れであったり、事前説明不足による保護者とのトラブル、また調  
査報告書に事実関係の認定や再発防止策が読み取れない事例、そういったものがあり、全  
国的に対応に不十分な事例が散見されているということから、有識者会議の検討を経て今  
般、全面的に改定が行われたものでございます。

詳細は説明いたしません、今回の改定により、重大事態調査への学校や関係者の対応  
がより明確化されたとともに、円滑かつ適切な調査の実施、また、被害生徒や保護者等に  
寄り添った対応を行うことについて、記載が追加されているものでございます。

各学校には通知済でございますが、このガイドラインに沿った適切な対応が行われるよ  
う、県といたしましては様々な機会をとらえて、このガイドラインの趣旨等の周知に取り  
組んでいきたいと、そのように考えてございます。

報告は以上でございます。

## ○菅野会長

ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、何か御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

## ○菅野会長

特にないようですので、本案件については、まだ完全に解決したっていうわけではない  
と存じますので、引き続き注視のうえ、適切な対応をお願いできればと思っております。よろし  
くお願いいたします。

(5) その他

○菅野会長

次にその他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○安齊学事振興課総括課長

特にございません。

○菅野会長

委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(発言なし)

5 閉会

○菅野会長

ではないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。  
御協力をいただきまして大変ありがとうございました。